

○長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年12月20日条例第54号）

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

平成11年12月20日

条例第54号

改正 平成22年3月31日条例第21号 平成23年4月5日条例第23号
平成23年10月13日条例第34号 平成24年4月6日条例第45号
平成25年3月25日条例第21号 平成29年7月18日条例第41号
令和2年12月21日条例第41号

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例をここに公布する。

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により、長野県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

（市町村が処理する事務の範囲等）

第2条 次の各号に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。）は、市町村が処理することとする。

- （1）長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第27条の規定による扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給額の決定
- （2）児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの
ア 第17条第1項の規定により読み替えて適用される第7条第1項の規定による認定
イ 第17条第2項において準用する第7条第3項の規定による認定

2 前項に定めるもののほか、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるものは、長野市及び松本市が処理することとする。

- （1）文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「政令」という。）第5条第2項の規定により行うこととされた法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理
- （2）政令第5条第2項の規定により行うこととされた法第93条第2項の規定による指示
- （3）政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第1項の規定による通知の受理
- （4）政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第2項の規定による通知
- （5）政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第3項の規定による協議
- （6）政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第4項の規定による勧告
一部改正〔平成22年条例21号・23年23号・34号・24年45号・25年21号・29年41号・令和2年41号〕

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第21号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月5日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月13日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月6日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第21号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月18日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 21 日 条例第 41 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

3 施行日前に第 3 条の規定による改正後の長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条第 2 項各号に掲げる事務に係る文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により長野県教育委員会がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により長野県教育委員会に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては松本市教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、松本市教育委員会のした処分その他の行為又は松本市教育委員会に対してなされた届出その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。